

第25期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年3月29日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR

今回の第25期定時株主総会につきましては、
お土産のご用意はございません。

Nexus Bank株式会社
証券コード 4764

◆ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染防止のため、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権の行使を行って頂き、株主総会当日のご来場はお控え頂けますようお願い申し上げます。

◆事前の議決権行使のお礼

本来ご来場をお願いするところではございますが、今回特別に2021年3月26日(金)午後5時までに議決権を有効に行使していただいた株主の皆様には、インターネット経由にてAmazonギフト券 500円分を進呈させていただきます。(2021年5月上旬を目途に進呈)

CONTENTS

第25期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 資本準備金の額の減少及び 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	15
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネット等により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。



証券コード 4764
2021年3月11日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目7番1号
Nexus Bank 株式会社
代表取締役社長 山口 慶一

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を最優先とし、株主の皆様への感染リスクを避けるため、**書面又はインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

なお、書面又はインターネットによる議決権行使方法につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年3月26日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年3月29日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第25期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

以上




※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※本総会にご出席される株主様は、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本総会会場において、感染予防のための措置を講じておりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

4. 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会ご出席	書 面	インターネット
 <p>同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>当社指定の議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2021年3月29日 (月) 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2021年3月26日 (金) 午後5時までに到着</p>	<p>行使期限</p> <p>2021年3月26日 (金) 午後5時までに行使</p>

スマートフォンの場合



同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォンで読み取りいただくことで、ログインいただけます。

この場合、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。ただし、上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

〔ご注意〕 議決権行使書用紙及びインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

システムに関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

その他のお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-232-711** (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後5時まで (土日休日を除く)

5. その他

- (1) 当社定款第16条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理人を証明する書面（委任状）をご提出ください。
- (2) 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次にあげる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- (3) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。
- (4) 本総会の決議通知につきましても、当社ホームページにおいて掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.nbank.co.jp/>

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全性を図ることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、貸借対照表「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変更が生じるものではありません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

22,718,296,600円

(2) 資本準備金の額の減少方法

減少する資本準備金の額22,718,296,600円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2021年3月29日（予定）

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金のうち560,830,893円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 560,830,893円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 560,830,893円

(3) 剰余金の処分の効力発生日

2021年3月29日（予定）

第2号議案 定款一部変更の件

下記提案の理由により、定款一部変更のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 目的（現行定款第2条）

グループ経営戦略機能の強化、各事業体における自立的な専門性の強化を図ることを目的とし、当社を持株会社とするホールディングス体制へ移行するため、目的の変更を行うものであります。

(2) 発行可能株式総数（現行定款第6条）

既発行の優先株式の転換可能枠及び新株予約権の行使可能枠を確保するため、発行可能株式総数を2021年2月23日現在の発行済株式総数の4倍へ変更するものであります。

(3) 監査役の員数（現行定款第28条）

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役の員数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び <u>次の事業を営む会社（外国会社を含む）</u> <u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u>
<u>1.~49.</u> (条文省略)	<u>1.~49.</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 139,875,200株とし、各種類の株式の発行可能種類 株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 139,875,200株 A種優先株式 1,800,000株</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 161,985,152株とし、各種類の株式の発行可能種類 株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 161,985,152株 A種優先株式 1,800,000株</p>
<p>(員数) 第28条 当社に監査役 3名以内を置く。</p>	<p>(員数) 第28条 当社に監査役 5名以内を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第2条 (目的) の変更は、2021年4月1日をもって 効力を生じるものとする。なお本附則は、第2条の効 力発生日経過後、これを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役5名全員は、本総会終結時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的とし、利害関係のない独立した社外取締役を増員し、新任の社外取締役候補者1名を含む取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任	江口 讓二 <small>えぐち じょうじ</small>	代表取締役会長	100% (3回/3回) (注) 1
2	再任	山口 慶一 <small>やまぐち けいち</small>	代表取締役社長	100% (15回/15回)
3	再任	正司 千晶 <small>しょうじ ちあき</small>	専務取締役 管理本部長	100% (15回/15回)
4	再任	久保 広晃 <small>くぼ ひろあき</small>	取締役 事業戦略室長	100% (15回/15回)
5	再任	社外 独立役員 大橋 俊明 <small>おおはし としあき</small>	社外取締役	100% (11回/11回) (注) 2
6	新任	社外 独立役員 水上 慶太 <small>みずかみ けいた</small>	—	—

- (注) 1. 江口讓二氏については、当社取締役に就任した2020年10月30日以降に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。
2. 大橋俊明氏については、当社取締役に就任した2020年3月27日以降に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

各候補者の略歴ならびに指名の理由につきましては、次ページ以降をご参照ください。

1. 江口 譲二 (1967年12月3日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	東京リース株式会社（現 東京センチュリー株式会社）入社	2013年 4月	同行営業本部担当理事
2000年 9月	CIBC World Markets入社 アセットセキュリティゼーションディレクター	2015年 4月	JT貯蓄銀行株式会社その他非常務理事
2003年 1月	株式会社東京スター銀行入行 インベストメントバンキング部 ヴァイスプレジデント	2015年 7月	JT親愛貯蓄銀行株式会社経営本部担当理事
2004年 4月	同行事業開発部長	2016年 4月	同行経営本部担当専務
2005年 4月	同行コーポレートファイナンスビジネス シニアヴァイスプレジデント	2018年 4月	JTキャピタル株式会社 その他非常務非登記理事
2010年 8月	ネオラインホールディングス株式会社入社 経営戦略部マネージャー	2019年 4月	JT親愛貯蓄銀行株式会社 首席副社長
2011年 2月	同社取締役	2020年 3月	Jトラスト株式会社代表取締役社長 最高執行役員
2012年 6月	株式会社カーチスホールディングス取締役会長		JT親愛貯蓄銀行株式会社その他非常務理事（現任）
2012年 11月	親愛貯蓄銀行株式会社（現 JT親愛貯蓄銀行株式会社）入行 審査本部長	2020年 10月	JTキャピタル株式会社その他非常務理事
		2020年 11月	当社代表取締役会長（現任）
			SAMURAI ASSET FINANCE 株式会社取締役（現任）

所有する当社の普通株式数 1,000株 | 取締役在任期間 5カ月 | 取締役会への出席状況 100% (3回/3回)

取締役候補者とした理由

江口譲二氏は、2020年10月より代表取締役会長として当社経営全般を担っております。また、取締役会の運営改善の取組みを推進するなど取締役会の実効性向上において中心的な役割を担っており、今後も取締役会における戦略的議論に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

2. ^{やまぐち}山口 ^{けいいち}慶一 (1987年3月20日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年11月	公認会計士試験合格	2018年6月	当社取締役COO兼事業本部長
2009年4月	有限責任監査法人トーマツ入社	2019年4月	当社代表取締役社長CEO
2011年9月	きずな総合会計事務所パートナー(現任)	2020年10月	当社代表取締役社長
2017年3月	当社取締役CFO	2020年11月	当社代表取締役社長兼事業本部長(現任)
2017年11月	SAMURAI証券株式会社取締役	2020年12月	SAMURAI証券株式会社代表取締役(現任)
2017年12月	当社取締役CFO兼戦略本部長		

所有する当社の普通株式数 3,300株 取締役在任期間 4年 取締役会への出席状況 100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

山口慶一氏は、2017年3月より取締役として、2019年4月より代表取締役社長として当社経営を担っております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営全般における強いリーダーシップを発揮することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3. ^{しょうじ}正司 ^{ちあき}千晶 (1964年8月25日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年2月	株式会社日商インターライフ(現インターライフホールディングス株式会社)入社	2006年10月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)金融部 出向
2006年9月	株式会社レイヤーズ・コンサルティング入社	2017年8月	当社入社 当社内部監査室長
		2019年4月	当社取締役兼管理本部長
		2020年10月	当社専務取締役兼管理本部長(現任)

所有する当社の普通株式数 1,000株 取締役在任期間 1年11ヵ月 取締役会への出席状況 100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

正司千晶氏は、財務報告に係る内部統制や内部監査の経験と知見を有しており、2019年4月より取締役兼管理本部長として、2020年10月より専務取締役としてバランスのとれたガバナンス体制強化を推進しております。中期経営計画の達成に必要なコーポレート・ガバナンスの更なる強化に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4. 久保 広晃 (1986年9月18日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年 1月	アビームコンサルティング株式会社 入社	2018年 6月	当社事業戦略室長
2014年 9月	The Node Consulting株式会社 入 社	2018年 8月	SAMURAI証券株式会社取締役
2018年 1月	当社 入社	2019年 4月	当社取締役兼事業本部長
2018年 4月	当社経営企画室長	2019年 8月	当社取締役兼事業戦略室長
		2020年 4月	当社取締役兼事業本部長
		2020年 8月	当社取締役兼事業戦略室長 (現任)

所有する当社の普通株式数 500株 取締役在任期間 1年11ヵ月 取締役会への出席状況 100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

久保広晃氏は、経営コンサルティングの経験及び金融に関する知見を有しており、2019年4月より取締役として当社グループの企業価値向上に向けて貢献しております。これらの視点から取締役会において当社グループの戦略的議論を推進することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

おおはし としあき
5. 大橋 俊明 (1975年3月17日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月	弁護士登録（第二東京弁護士会、2013年に第一東京弁護士会に登録換）	2010年3月	米国カリフォルニア州弁護士登録
	ポール・ヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業 入所	2013年5月	尾崎法律事務所 入所
2005年11月	伊藤見富法律事務所／モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 入所	2015年8月	大橋法律事務所／ウィーラー外国法事務弁護士事務所 設立
2008年5月	米国南カリフォルニア大学大学院法学修士課程（LL.M.）修了	2016年3月	株式会社レッド・プラネット・ジャパン 社外監査役（現任）
2008年9月	モリソン・フォースターLLP 米国カリフォルニア州ロサンゼルスオフィス勤務	2017年2月	新樹法律事務所 入所（パートナー）
		2019年2月	寺本法律会計事務所 入所（パートナー）（現任）
		2019年6月	株式会社ザデイドットハクバ 代表取締役（現任）
		2020年3月	当社社外取締役（現任）

所有する当社の普通株式数 一株 取締役在任期間 1年 取締役会への出席状況 100%（11回／11回）

社外取締役候補者とした理由

大橋俊明氏は、弁護士としての専門的知識と幅広い見識等を活かして、取締役会での議論において経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献しております。これらの実績を踏まえ、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

6. 水上 慶太 みずかみ けいた (1964年2月7日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年3月	慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程修了 (MBA)	1999年4月	公認会計士登録
1995年10月	太田昭利監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所	2004年7月	会計検査院へ出向
		2006年12月	会計検査院から帰任
		2020年12月	EY新日本有限責任監査法人退所

所有する当社の普通株式数	－株	取締役在任期間	－年	取締役会への出席状況	－% (－回)
--------------	----	---------	----	------------	---------

社外取締役候補者とした理由

水上慶太氏は、公認会計士としての専門的知識を有しており、永年にわたる監査経験が当社のグループガバナンス体制の一層の充実や取締役会の監督機能強化に資することを期待して、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大橋俊明氏及び水上慶太氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、大橋俊明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、水上慶太氏も同様に、同氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏を独立役員とする予定であります。
3. 取締役候補者江口謙二氏は、当社子会社のSAMURAI ASSET FINANCE株式会社の取締役を兼務しております。同子会社は当社から貸付を受けております。
4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年7月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後に被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・補填対象となる保険自己の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填します。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
 - ・当該保険契約によって役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
当社役員等は、コーポレート・ガバナンスに係る研修等を定期的に受講しております。
6. 当社は、大橋俊明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案において大橋俊明氏の再任及び水上慶太氏の選任のご承認をいただいた場合、両名と当該契約を継続及び締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。
7. 「所有する当社の普通株式数」は、2020年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役3名のうち、三上嗣夫氏は、本総会終結時をもって任期満了となります。つきましては、第2号議案の定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、新任の社外監査役候補者1名を含む社外監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">社外 独立役員</div> みかみ つぐお 三上 嗣夫	社外監査役	100% (15回/15回)	100% (14回/14回)
2	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">社外 独立役員</div> よしだ よしひろ 吉田 桂公	—	—	—

1. ^{みかみ} ^{つぐお} **三上 嗣夫** (1950年8月10日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年4月	株式会社電通 入社	2008年4月	株式会社電通国際情報サービス執行役員管理本部長
1997年4月	同社経営企画室管理部長	2017年4月	当社社外監査役(現任)
1999年4月	同社株式上場推進室次長	2017年11月	SAMURAI証券株式会社監査役(現役)
2001年4月	同社経理局次長	2018年1月	SAMURAI TECHNOLOGY株式会社監査役(現任)
2002年4月	同社財務局次長		

所有する当社の普通株式数	1,000株	取締役会への出席状況	100% (15回/15回)
監査役在任期間	4年	監査役会への出席状況	100% (14回/14回)

社外監査役候補者とした理由

三上嗣夫氏は、上場会社において長年の財務業務経験を有しており、2017年4月より社外監査役として監査を行っております。引き続き、客観的な見地から業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

2. 吉田 桂公 (1979年6月15日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2002年11月	司法試験合格	2007年4月	金融庁（検査局）へ出向
2004年10月	弁護士登録 のぞみ総合法律事務所入所	2009年4月	のぞみ総合法律事務所復帰
2006年4月	日本銀行（決済機構局）へ出向	2013年1月	のぞみ総合法律事務所パートナー就任 （現任）

所有する当社の普通株式数	－株	取締役会への出席状況	－％（－回）
監査役在任期間	－年	監査役会への出席状況	－％（－回）

社外監査役候補者とした理由

吉田桂公氏は弁護士としての専門的知識と金融及びFintech関連業務の知見を有しております。当社グループの監査体制の強化において、同氏の知見が有益であると考えられることから、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 三上嗣夫氏及び吉田桂公氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は三上嗣夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、吉田桂公氏も同様に、同氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏を独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年7月更新の予定であります。本議案でお諮りする監査役のうち再任の候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後に被保険者となります。
 ・被保険者の実質的な保険料負担割合
 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 ・補填対象となる保険自己の概要
 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填します。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
 ・当該保険契約によって役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
 当社役員等は、コーポレート・ガバナンスに係る研修等を定期的に受講しております。
 5. 当社は、本議案において三上嗣夫氏の再任及び吉田桂公氏の選任のご承認をいただいた場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。
 6. 「所有する当社の普通株式数」は、2020年12月31日現在の株式数を記載しております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動が大きく抑制され先行きが不透明な状態が続いております。同時に、社会のあり方が大きく変化し、ITを活用したテレワーク化やコミュニケーションツールの普及が急速に進み、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に向けたIT投資は中長期的に拡大していくと予想されます。

このような状況の下、当社グループにおきましても企業活動の制限を受けましたが、テレワーク化を早期に導入し、オンライン商談の活用等、感染防止対策を実施のうえ企業活動を行ってまいりました。

また、業績は4期赤字が続いている状態であるため、早急に経営基盤を強固にすることが重要な経営課題の一つとなっておりますので、当社グループにとって事業領域の拡大チャンスとなり、Fintech事業におけるシナジー効果への期待と収益基盤の強化が図れる大型M&Aを実施しました。(以下、Jトラストカード株式会社及びJT親愛貯蓄銀行株式会社を総称して「新規子会社」といいます。)

当連結会計年度の業績につきましては、新規子会社の連結効果(11月から12月の2カ月間の業績)により、営業収益3,874,801千円(前期比3,046,990千円増加)と大幅な増収となりました。このうち国内営業収益は590,522千円、海外営業収益は3,284,279千円となっており、海外比率は84.7%となっております。

利益につきましても、同様の連結効果により、営業利益375,349千円(前期の営業損失270,996千円)、経常利益358,821千円(前期の経常損失248,551千円)と5カ年度ぶりの黒字転換となりましたが、既存連結子会社の減損損失28,841千円等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失82,443千円(前期の親会社株主に帰属する当期純損失303,562千円)と赤字幅の大幅な改善に留まりました。

連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する 当期純損失(△)
3,874,801千円 (前期比 3,046,990千円増)	375,349千円 (前期は△270,996千円)	358,821千円 (前期は△248,551千円)	△82,443千円 (前期は△303,562千円)

(2) 財産及び損益の状況の推移

1. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2018年1月期)	第 23 期 (2019年1月期)	第 24 期 (2019年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
営 業 収 益 (千円)	382,703	530,246	827,811	3,874,801
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△124,153	△574,328	△303,562	△82,443
1株当たり当期純損失(△) (円)	△4.49	△17.19	△8.68	△1.61
総 資 産 (千円)	1,764,540	2,704,984	3,006,512	212,366,815
純 資 産 (千円)	1,411,211	2,209,086	2,123,780	24,178,952
1株当たり純資産額 (円)	47.23	63.04	59.07	21.29

- (注) 1. 記載金額については、千円未満を切り捨てて、表示しております。
 2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 4. 2018年2月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
 5. 第24期につきましては、決算期（連結会計年度末日）の変更に伴い、2019年2月1日から2019年12月31日までの11カ月間となっております。
 6. 第25期につきましては、新規子会社のグループ化に伴い営業収益、総資産及び純資産が増加しております。

2. 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2018年1月期)	第 23 期 (2019年1月期)	第 24 期 (2019年12月期)	第 25 期 (当事業年度) (2020年12月期)
営 業 収 益 (千円)	375,530	270,787	515,670	111,903
当期純損失(△) (千円)	△52,890	△603,105	△4,143	△560,830
1株当たり当期純損失(△) (円)	△1.91	△18.05	△0.11	△10.97
総 資 産 (千円)	1,783,582	2,521,160	2,726,277	23,824,251
純 資 産 (千円)	1,463,929	2,233,329	2,450,217	23,490,534
1株当たり純資産額 (円)	48.99	63.72	68.40	16.41

- (注) 1. 記載金額については、千円未満を切り捨てて、表示しております。
 2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 4. 2018年2月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
 5. 第24期につきましては、決算期（事業年度末日）の変更に伴い、2019年2月1日から2019年12月31日までの11カ月間となっております。
 6. 第25期につきましては、新規子会社のグループ化に伴い総資産及び純資産が増加しております。

(3) 事業の経過及びその成果（セグメント別）

当社グループは、これまで「投資銀行事業」と「ITサービス事業」の2つのセグメントにて業績報告をしてまいりましたが、2020年11月に実施しました組織再編後のグループ全体の事業形態を勘案し、事業セグメントを「Fintech事業」、「ITソリューション事業」、「その他」の3つに区分いたします。従来「投資銀行事業」として報告しておりました領域は、「金融×IT」をテーマとした事業内容に合わせ、セグメントの名称を「Fintech事業」に変更し、「ITサービス事業」につきましても「ITソリューション事業」に名称変更いたしました。

セグメント別連結営業収益及び連結営業利益

(単位：千円)

セグメント名	連結営業収益	前期比増減額	連結営業利益	前期比増減額
Fintech事業	3,601,857	3,054,687	623,692	789,423
ITソリューション事業	220,944	△4,696	42,500	△16,858
その他	52,000	△3,000	47,217	△3,084
合計	3,874,801	3,046,990	375,349 ^(注)	646,346 ^(注)

(注) 合計値は、セグメントに配分していない全社費用等を含んでおります。

Fintech事業

主な事業内容

<国内エリア>

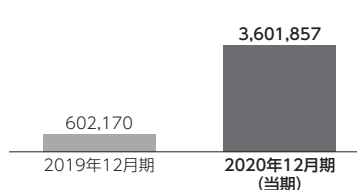
クラウドファンディングプラットフォームの運営、在留外国人や個人向けのクレジットカードサービス、割賦販売斡旋業、企業及び個人への投融資活動

<海外エリア>

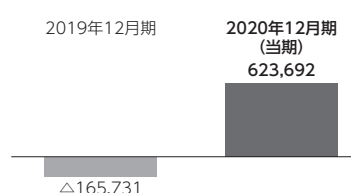
韓国国内における貯蓄銀行業

セグメント連結営業収益	3,601,857千円	(前期比558.3%増)
セグメント連結営業利益	623,692千円	(前期は165,731千円の損失)

セグメント連結営業収益 (単位：千円)



セグメント連結営業損失 (単位：千円)



国内エリアは、SAMURAI証券株式会社、SAMURAI ASSET FINANCE株式会社及びJトラストカード株式会社で構成し、クラウドファンディング、キャッシュレス化等をテーマとして事業を展開しております。

なお、これまで投資銀行分野として活動していた領域につきましては、前年度のような大型案件の獲得（アドバイザー契約締結による収益計上等）に至らず、また、クラウドファンディング分野におきましても投資型クラウドファンディングサイト「SAMURAI FUND」の会員数と募集額の拡大を図るべく、プロモーション活動に注力するとともに、業務提携先である株式会社日本保証とのタイアップ商品である「日本保証 保証付きファンド」を主軸とした商品展開を進めてまいりましたが、システムをはじめとした設備投資の減損や、事業構築に伴う費用が先行している状況が続いております。

また、2019年7月に発生した融資先の返済遅延による債権回収については、当連結会計年度において50,304千円を回収し、同額を貸倒引当金の戻入として販売費及び一般管理費から控除しております。

新たに子会社化したJトラストカード株式会社におきましては、2020年2月に発行しました在留外国人向けのマスターカードブランドのショッピング専用クレジットカード「Jトラストグローバルカード」、並びに2020年8月に発行しました「Jトラストマスターカード

(デポジット型)」の利用者の獲得及び利用促進を図るべく、国内外における積極的なプロモーション活動に取り組んでまいりました。

なお、同社は、2021年5月1日にNexus Card株式会社への商号変更を予定しております。

以上の結果、国内エリアの営業収益317,578千円（前年同期比42.0%減）、営業損失78,842千円（前期の営業損失は165,731千円）となりました。

海外エリアは、JT親愛貯蓄銀行株式会社が韓国において貯蓄銀行業を展開しております。

韓国国内における総量規制や上限金利規制をはじめとした金融業圏の貸付規制強化が継続される中、徹底した顧客分析により優良企業向けの無担保貸付や、有価証券投資及び中金利帯の個人向け無担保貸付を中心に新規貸付が増加したことにより、同社の2020年12月末貸付残高は176,025,964千円と堅調に推移いたしました。

また、Fintech技術を活用した金融事業の競争力強化を図るべく、非対面による金融取引（口座開設・貸付・送金など）を実現する専用スマホアプリの機能追加や、人工知能（AI）を活用した信用評価サポートシステムの導入・追加開発及び消費者貸付システム、コールインフラシステムの導入などによる貸付審査の効率化や高度化をはじめ、継続的なIT投資を行ってきており、持続可能な成長のための主導的なFintech技術確保に力を注いでおります。

以上の結果、海外エリアの営業収益は3,284,279千円、営業利益702,535千円となりました。

これらの結果、Fintech事業の業績は、セグメント営業収益3,601,857千円（前年同期比558.3%増）、セグメント利益623,692千円（前期のセグメント損失165,731千円）となりました。

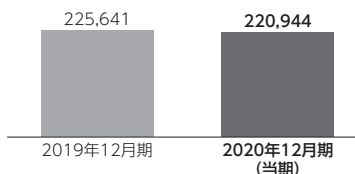
ITソリューション事業

主な事業内容

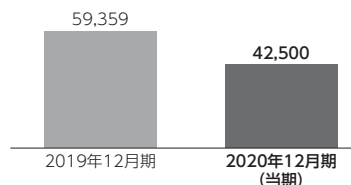
「ミドルウェアソリューション」の主力製品である「Fast Connector」シリーズの販売・保守サービスの提供、SES（システムエンジニアリングサービス）や受託開発をはじめとする「ITソリューション」の提供

セグメント連結営業収益	220,944千円	（前期比2.1%減）
セグメント連結営業利益	42,500千円	（前期比28.4%減）

セグメント連結営業収益（単位：千円）



セグメント連結営業利益（単位：千円）



ミドルウェアソリューションでは、主力製品である「Fast Connector」シリーズを中心に、新規顧客の獲得に注力し、大手国内食品会社、大手機械商社等から受注の獲得に至りました。その他、既存顧客である大手物流会社からライセンスの追加受注を獲得し、保守サポートの年間契約につきましても、堅調に推移をしております。

また、受注率の向上を目指し、製品カタログ、リーフレット、ランディングページの更新等を行い、製品説明がリモートでも効率的に行えるよう改善を行いました。

来期の戦略としましては、DBデータ連携ソフトウェア「Fast Connector」にて使用される業務用ハンディ端末がWindows系OSからAndroidにシフトしておりますので、同ソフトウェアを最新のAndroid OSに対応した製品をリリースする予定です。

なお、最新のAndroid OS版を提供する事により、同ソフトウェアが業務効率化においても更なるパフォーマンスの向上に貢献するものとなります。今後も「Fast Connector」シリーズのバージョンアップを図り、販売に注力し、新規顧客の獲得に目指してまいります。

システム開発ソリューションにつきましては、テレワークを導入している既存顧客に対し、業務効率化と生産性向上を目的としたシステム改修提案を行い、順調に受注が行えました。

また、2020年7月27日付「連結子会社におけるソフトウェア開発案件受注に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、国内非上場企業からの大型受託案件である不

動産投資型クラウドファンディングシステム開発は、予定通りに納品を行うことができ高評価を頂きました。

今後におきましても、開発支援プラットフォーム（自社開発）の更なる進化を図り、生産性の向上に努め、システムを利用した業務効率化の推進やシステム開発などのグループ間取引も積極的に行ってまいります。

収益拡大に向けた施策は順調に進捗しているものの、前年度のような特需の受注がなかったこともあり、ITソリューション事業の業績は、セグメント営業収益220,944千円(前年同期比2.1%減)、セグメント利益42,500千円(前年同期比28.4%減)となりました。

(4) 対処すべき課題

1. 中期経営計画「Nexus Growth Plan 2023」の推進

当社は、新たに2023年度をゴールとする3カ年中期経営計画「Nexus Growth Plan 2023」を策定しており、その実現に向けた取組みを着実に推進することが必要であると認識しております。

当該中期経営計画の基本テーマは「Growth（成長）」であり、基本戦略として「海外Fintechの安定成長」「国内Fintech基盤の再構築」を掲げ、当社グループ一丸となり2023年度における業績目標（営業収益250億円、営業利益50億円）の達成に向けて取り組んでまいります。

2. グループ経営に向けたコーポレート・ガバナンス強化

当社は、2020年11月に実施した大型M&Aの組織再編に伴い、2020年11月1日より「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り」となっておりますので、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を通過することが重要課題であると認識しております。

よって、当社は、2021年4月より持株会社体制へ移行し、グループ経営戦略基盤の強化を図り、グループ全体の人事戦略と専門人材の採用を積極的に進め、実質的存続性の喪失に係る猶予期間からの早期解消を目指してまいります。

3. 情報セキュリティ強化

当社グループが提供するサービス等においては、お客様のお金に関する様々な情報を多く預かっており、その情報管理を継続的に強化していくことが重要であると認識しております。

よって、情報セキュリティ強化のための社内教育・研修の他、継続的なシステム機能追加を実施することにより情報管理を徹底してまいります。

(5) 設備投資の状況 (2020年12月31日現在)

事業年度に実施した設備投資の総額は1,424,273千円であり、その主なものは、当社及びJT親愛貯蓄銀行株式会社の本社移転費用であります。

(6) 主要な営業所及び重要な子会社の状況 (2020年12月31日現在)

1. 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区赤坂一丁目7番1号

2. 重要な子会社の状況

事 業 名	会 社 名 (所 在 地)	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Fintech事業	SAMURAI証券(株) (東京都港区)	100百万円	100%	クラウドファンディングサイト「SAMURAI FUND」の運営・展開
	SAMURAI ASSET FINANCE(株) (東京都港区)	90百万円	100%	不動産担保・株式担保等のスキームを活用した融資
	Jトラストカード(株) (宮崎県宮崎市 本店)	90百万円	99.96%	クレジットカード販売・管理、割賦販売斡旋、金銭貸付、タクシー乗車チケット販売業
	JT親愛貯蓄銀行(株) (大韓民国ソウル特別市)	71,700百万 ウォン	100%	韓国国内における貯蓄銀行業(預金の預かり、資金貸付、手形割引等)
ITソリューション事業	SAMURAI TECHNOLOGY(株) (東京都中央区)	11百万円	100%	受託開発、ライセンス販売・保守

(注) 1.前事業年度において連結子会社であった株式会社UML教育研究所は、2020年6月20日に清算終了したため連結子会社から除外しております。

2. Jトラストカード(株)は、2021年5月1日にNexus Card(株)への商号変更を予定しております。

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

セグメント名	企業集団の従業員数	当社の従業員数
Fintech事業	507名 (一)	2名 (一)
ITソリューション事業	16名 (一)	0名 (一)
全社共通	10名 (一)	10名 (一)
合計	533名 (一)	12名 (一)

- (注) 1. 臨時従業員は含んでおりません。
2. 当連結会計年度より、新しい事業区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。
3. 全社共通は、人事、総務、経理等の管理部門の従業員数です。
4. 当社従業員における平均年齢は、37.2歳、平均勤続年数は3.8年です。
なお、臨時従業員及び出向者は含んでおりません。
5. 企業集団の従業員の増加は、新規子会社のグループ化によるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社西京銀行	500,000千円
株式会社宮崎銀行	318,390千円
株式会社鹿児島銀行	199,800千円
株式会社きらぼし銀行	171,030千円

2. 当社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

(1) 発行済株式の総数等

名称	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	139,875,200株	38,635,500株	6,433名
A種優先株式	1,800,000株	1,664,140株	1名

(注) A種優先株式の発行済株式総数は自己株式36,648株を除いて記載しております。

(2) 大株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
藤澤 信義	普通株式 8,509,300	21.11
Jトラスト株式会社	普通株式 3,500,000 A種優先株式 1,664,140 計 5,164,140	12.81
寺井 和彦	普通株式 3,417,900	8.48
松井証券株式会社	普通株式 1,990,900	4.94
株式会社SBI証券	普通株式 1,628,849	4.04
村山 俊彦	普通株式 1,100,000	2.72
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI	普通株式 968,100	2.40
NLHD株式会社	普通株式 846,700	2.10
神林 忠弘	普通株式 553,800	1.37
日本証券金融株式会社	普通株式 397,200	0.98

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

2. 2019年9月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、藤澤信義氏及びその共同保有者であるNLHD株式会社が2019年9月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では、考慮しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書による記載内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株式等の数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
藤澤 信義	9,262,000	26.22
NLHD株式会社	456,000	1.3

3. 2020年11月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Jトラスト株式会社が2020年11月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では、考慮しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書による記載内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株式等の数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
Jトラスト株式会社	26,584,140	43.19

3. 当社役員に関する事項 (2020年12月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
江口 讓二	代表取締役会長	JT貯蓄銀行株式会社その他非常務理事 JT親愛貯蓄銀行株式会社その他非常務理事 JTキャピタル株式会社その他非常務理事 SAMURAI ASSET FINANCE株式会社取締役
山口 慶一	代表取締役社長 事業本部長	きずな総合会計事務所パートナー SAMURAI証券株式会社代表取締役
正司 千晶	専務取締役 管理本部長	
久保 広晃	取締役 事業戦略室長	
塩澤 卓也	取締役	maneoマーケット株式会社取締役
大橋 俊明	社外取締役	株式会社レッド・プラネット・ジャパン社外監査役 寺本法律会計事務所パートナー 株式会社ザデイドットハクバ代表取締役
三上 嗣夫	社外監査役 (常勤)	SAMURAI証券株式会社監査役 SAMURAI TECHNOLOGY株式会社監査役
石垣 禎信	社外監査役 (非常勤)	有限会社プロフェッショナル・マネジメント・サービス会長
水野 泰輔	社外監査役 (非常勤)	株式会社Trusted Advisors代表取締役 公認会計士水野事務所代表 PM Partners合同会社代表

- (注) 1. 社外取締役 大橋俊明氏、社外監査役 三上嗣夫氏及び社外監査役 石垣禎信氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 社外監査役 水野泰輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2020年3月27日開催の第24期定時株主総会において、大橋俊明氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 2020年10月30日開催の臨時株主総会において、江口讓二氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役 塩澤卓也氏は、2020年10月30日をもって当社の取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在、当社の社外取締役及び監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	対象となる役員の総数
取締役（社外取締役を除く）	50百万円	5名
監査役（社外監査役を除く）	- 百万円	0名
社外役員	12百万円	4名
うち社外取締役	1百万円	1名
うち社外監査役	10百万円	3名

- (注) 1. 上記の金額及び員数には、当該事業年度に辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年4月26日開催の第21期定時株主総会において1事業年度あたり200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年4月26日開催の第21期定時株主総会において1事業年度あたり50百万円以内と決議いただいております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

取締役の報酬等については、株主総会において決定した報酬総額の限度内で、会社業績及び個人の貢献度を勘案し、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬等については、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、監査役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名	重要な兼職状況	当社との関係
大橋俊明	株式会社レッド・プラネット・ジャパン社外監査役 寺本法律会計事務所パートナー 株式会社ザデイドットハクバ代表取締役	特別な関係はありません。
三上嗣夫	SAMURAI証券株式会社監査役 SAMURAI TECHNOLOGY株式会社監査役	SAMURAI証券株式会社及びSAMURAI TECHNOLOGY株式会社は、当社の子会社であります。
石垣禎信	有限会社プロフェッショナル・マネジメント・サービス会長	特別な関係はありません。
水野泰輔	株式会社Trusted Advisors代表取締役 公認会計士水野事務所代表 PM Partners合同会社代表	特別な関係はありません。

2. 社外取締役の主な活動状況

氏名	取締役会出席状況 (出席率)	主な活動状況
大橋俊明	100% (11回/11回)	弁護士の資格を有しており、専門的な知識に基づき、経営から独立した客観的・中立的な立場から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 社外取締役 大橋俊明氏は、第24期定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が、他の社外役員と異なります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

3. 社外監査役の主な活動状況

氏名	出席状況		主な活動状況
	取締役会 (出席率)	監査役会 (出席率)	
三上嗣夫	100% (15回/15回)	100% (14回/14回)	上場会社における長年の財務業務経験により培った知見と、企業経営の幅広い見識から、グループ企業管理などに関する議題を中心に、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。
石垣禎信	93.3% (14回/15回)	92.9% (13回/14回)	企業経営における豊富な経験と知見に基づき、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。
水野泰輔	100% (15回/15回)	100% (14回/14回)	公認会計士の資格を有しており、会計に係る専門的な知識に基づき、財務、経理に関する議題を中心に有益な発言を行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 RSM清和監査法人

(2) 報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Jトラストカード株式会社及びJT親愛貯蓄銀行株式会社は、当社の会計監査人以外の会計監査人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけしており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、毎年6月30日を中間配当の基準日とする旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらずに取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

なお、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	207,684,488	流 動 負 債	185,811,979
現金及び預金	18,847,901	支払手形及び買掛金	35,493
受取手形及び売掛金	2,047,734	匿名組合預り金	1,240,772
営業貸付金	177,446,273	顧客預り金	660,380
銀行業における有価証券	15,033,140	銀行業における預金	177,716,998
営業投資有価証券	779	短期借入金	200,000
仕掛品	86	1年以内返済予定の長期借入金	727,292
原材料及び貯蔵品	4,907	リース債務	226,399
その他	3,473,380	未払金	370,254
貸倒引当金	△9,169,714	未払法人税等	965,590
固 定 資 産	4,682,326	前受金	12,594
有 形 固 定 資 産	2,383,875	賞与引当金	150
建物及び構築物	318,578	預り金	89,939
工具器具備品	298,584	未払費用	2,728,312
車両運搬具	5,102	その他	837,800
使用権資産	1,293,325	固 定 負 債	2,375,883
土地	468,284	長期借入金	337,796
無 形 固 定 資 産	837,342	長期預り保証金	113,347
ソフトウェア	566,432	社債	600,000
のれん	20,963	リース債務	1,096,196
その他	249,946	繰延税金負債	228,543
投資その他の資産	1,461,108	負 債 合 計	188,187,863
投資有価証券	19,283	純 資 産 の 部	
差入保証金	896,153	株 主 資 本	23,587,319
長期前払費用	26,657	資本金	50,133
出資金	341,776	資本剰余金	23,942,989
固定化営業債権	359,051	利益剰余金	△405,803
繰延税金資産	35,468	その他の包括利益累計額	524,909
その他	141,768	その他有価証券評価差額金	△18,217
貸倒引当金	△359,051	為替換算調整勘定	543,127
		新株予約権	59,690
		非支配株主持分	7,032
		純 資 産 合 計	24,178,952
資 産 合 計	212,366,815	負 債 ・ 純 資 産 合 計	212,366,815

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営業	収益		3,874,801
営業	費用		1,901,817
販売費及び一般管理費	総利益		1,972,983
営業	外収		1,597,634
営業	外収		375,349
受有受役新そ	取証取報予約の	利息売却回数戻入	14
			989
			200
			735
			796
			3,055
営業	外費用		5,790
支匿為そ	払組替の	利息損失他	3,735
			9,944
			4,580
			4,057
			22,318
特受	別取和	利益	358,821
特受	別取和	利益	11,100
固有減訴そ	定価証損関の	資産証券連費	5,979
			8,550
			28,841
			5,418
			350
			49,139
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益			320,782
匿名組合損益分配額			100,150
税金等調整前当期純利益			220,631
法人税、住民税及び事業税			430,743
法人税等調整額			△127,826
法人税等調整額			302,916
当期純損失			82,284
非支配株主に帰属する当期純利益			158
親会社株主に帰属する当期純損失			82,443

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	447,653	流 動 負 債	158,539
現金及び預金	372,948	1年以内返済予定の長期借入金	26,040
売掛金	909	未払金	101,117
営業投資有価証券	779	未払費用	14,169
原材料及び貯蔵品	27	前受金	4,593
立替金	1,367	預り金	11,410
前払費用	11,278	未払法人税等	1,210
預け金	1,004	固 定 負 債	175,176
関係会社短期貸付金	30,000	長期借入金	144,990
その他	31,467	長期預り保証金	30,000
貸倒引当金	△2,128	繰延税金負債	186
固 定 資 産	23,376,597	負 債 合 計	333,716
有 形 固 定 資 産	650,260	純 資 産 の 部	
建物	187,337	株 主 資 本	23,430,907
工具器具備品	20,037	資 本 金	50,133
土地	442,884	資 本 剰 余 金	23,941,604
無 形 固 定 資 産	21	資本準備金	22,718,296
ソフトウェア	21	その他資本剰余金	1,223,307
投資その他の資産	22,726,316	利 益 剰 余 金	△560,830
投資有価証券	19,283	その他利益剰余金	△560,830
関係会社株式	22,594,829	繰越利益剰余金	△560,830
差入保証金	111,426	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△62
破産更生債権等	164,961	その他有価証券評価差額金	△62
その他	776	新 株 予 約 権	59,690
貸倒引当金	△164,961	純 資 産 合 計	23,490,534
資 産 合 計	23,824,251	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,824,251

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			111,903
営 業 費 用			15,967
営 業 総 利 益			95,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			357,833
営 業 損 失			261,897
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		9,816	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		2,740	
匿 名 組 合 投 資 利 益		6	
そ の 他		3,447	16,010
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		3,735	
そ の 他		599	4,334
経 常 損 失			250,221
特 別 利 益			
受 取 和 解 金		11,100	11,100
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失		318,829	
訴 訟 関 連 費 用		1,669	320,499
税 引 前 当 期 純 損 失			559,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			1,210
当 期 純 損 失			560,830

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

Nexus Bank株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

神戸事務所

指 定 社 員	公認会計士	福 井 剛	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 橋 潔 弘	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Nexus Bank株式会社（旧会社名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社）の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Nexus Bank株式会社（旧会社名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

Nexus Bank株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

神戸事務所

指 定 社 員 公認会計士 福 井 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 潔 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Nexus Bank株式会社（旧会社名SAMURAI&J PARTNERS株式会社）の2020年1月1日から2020年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

2020年1月1日から2020年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

Nexus Bank株式会社 監査役会

常勤	監査役	三上 嗣夫	㊞
	監査役	石垣 禎信	㊞
	監査役	水野 泰輔	㊞

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区赤坂一丁目8番1号

赤坂インターシティAIR 4階

赤坂インターシティコンファレンス the AIR

TEL 03-5575-2201



交 通

東京メトロ 銀座線・南北線

「溜池山王駅」直結